

1 事業の背景

[背景]

- **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**では、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進に努めることとされている。
- **児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律**の附則において、施行後3年を目途に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第8条第2項）と規定され、令和4年6月を目途とした積極的な検討を求められている。
- **女性活躍加速のための重点方針2020**においては、加害者プログラムを含む加害者対応に関する取組は被害者（子供も含む）の安全を確保するための手段として有効であるとの認識に立ち、関係機関と連携しつつ加害者更生プログラムを試行的に実施し、DVの加害者の地域社会内において更生のための指導及び支援の在り方について検討することとされている。

2 令和元年度の取り組み

「配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究」を実施。

- 有識者検討会を設置し、民間団体へのヒアリング調査や海外文献調査などを実施するとともに、地域社会内における加害者プログラムに関する課題やDV加害者プログラムの試行実施に係る基本的な考え方等の調査研究を行い、その結果をとりまとめた。

3 事業の目的

被害者支援の一環として、地域社会内における加害者プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、加害者プログラムの試行実施を行うとともに、有識者等により構成される検討委員会(以下、「検討会」という。)において加害者プログラムの実施に係る基本的な考え方や課題について検討することを目的とする。

4 有識者による検討会の設置

【検討会委員】（敬称略・五十音順、◎は座長）

菊池 安希子 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
地域・司法精神医療研究部室長

◎中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
・教養教育センター長

納米 恵美子 NPO法人 全国女性会館協議会 代表理事

松野 真 昭和学院短期大学人間生活学科 教授

山崎 菊乃 NPO法人 女のスペース・おん 代表理事

【オブザーバー】

法務省、警察庁、厚生労働省、広島県

5 加害者プログラムに関するこれまでの動き

(1) 自治体を実施主体として地域の民間団体との連携

- 自治体を実施主体として、これまでの取組でノウハウを蓄積してきた地域の民間団体と連携し、試行的にDV加害者プログラムを実施する。
- 全国の自治体に意向調査を行ったところ、民間団体と連携している広島県から試行実施の意向があり、ヒアリングを行った結果を踏まえ、広島県にて官民連携による試行実施を行うこととなった。

(2) プログラムの名称について

- プログラム受講によって定期的に第三者が介入することにより、暴力が停止する状態が続く等の抑止が期待されうる。一方で「更生」という表現を用いることで、特に被害者に過度の期待を抱かせ、パートナーの更生を信じて避難のタイミングを見誤り、暴力の危険性が増すのではないかと懸念も指摘されたことから、本年の試行実施においては「更生」という言葉を含まない、「DV加害者プログラム」という名称を用いた。

【検討会】

開催回	内容
第1回 2020年9月28日	事業概要の説明 DV加害者プログラムの試行実施調査の説明 ・広島県実施団体Aによるプログラム実施スケジュール ・広島県・関係機関ヒアリング DV加害者プログラムに関連した男性対応調査の説明
第2回 2020年12月1日	DV加害者プログラムの流れの検討 DV加害者プログラムの試行実施調査の経過報告 ・広島県実施団体Aによるプログラム実施状況 ・広島県・関係機関ヒアリング DV加害者プログラムに関連した男性対応調査の経過報告 事業報告書の章立ての検討
第3回 2021年1月29日	DV加害者プログラムの試行実施調査の経過報告 ・広島県実施団体Aによるプログラム実施状況 DV加害者プログラムに関連した男性対応調査の結果報告 事業報告書の章立てと記載内容の検討
第4回 2021年2月24日	広島県 加害者プログラム 実施団体A試行実施結果の共有 事業報告書の記載内容の検討

6 令和2年度加害者プログラム試行実施の内容

試行実施にあたっては、自治体が選定した10年以上の活動実績がある民間団体が、通常、プログラムで用いている基準をもとに試行実施を行った。

(1) プログラム参加者の募集・広報

6月から10月初旬にかけてプログラム参加者が募集された。
募集・広報の方法は、広島県による募集チラシの作成、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所など関係機関への呼びかけ、実施団体Aとの連携などである。



(2) プログラム参加者（4名）の経緯

- ・配偶者暴力相談支援センターからパートナーがプログラムの紹介を受け、パートナーが直接参加者に働きかけて、参加
- ・児童相談所からプログラムを紹介されて、参加
- ・パートナーから助言や指摘を受け、自らWEB検索を行い、実施団体Aへ直接連絡をして、参加（2名）



(3) リスクアセスメント

受講希望者への事前面談において、事前面談シートを用いてリスクを確認している。

※事前面談シートの構成

- ・初回面談用質問票
- ・暴力の種類
- ・子どもへの虐待
- ・意識チェック

(4) プログラムの内容

プログラムは全18回、グループワーク形式で実施した。
・開催頻度（週1回）、開催時間（毎週土曜日の午前中約2時間）
実施団体Aが通常実施しているプログラムの全52回と比較して期間が短く、回数が18回と限られる中、実施団体Aは、参加者の認知変容、行動変容を実現するために外すことができない要素として下記の3点を挙げている。この3点を踏まえて必須カリキュラムに絞ったプログラムの内容が検討された。

- ①自分の感情に向き合うためのアプローチ
- ②ジェンダーによる分業意識（男性だから～すべき、女性だから～すべき）という心理状態へのアプローチ
- ③パートナーとの対等・平等な関係性について知るためのアプローチ

実施回	日付	プログラム内容
第1回	10/3	②力と支配の関係を理解し、価値観や思い込みの変容を図る
第2回	10/10	①子どもへの虐待もDVであることを理解する
第3回	10/17	①③DVが相手に与えるダメージを理解する
第4回	10/24	①③DVが子どもに与える影響を理解する
第5回	10/31	②ジェンダー規範 価値観の思い込みの変容を図る①
第6回	11/7	①自分のことを話す（自己開示）、DVIは力と支配であることを理解する
第7回	11/14	②コミュニケーションの問題に気づくとともに、特権意識に気づいて捨てる
第8回	11/21	③相手を尊重する対等平等な関係を理解する
第9回	11/28	③特権意識と力と支配を理解する
第10回	12/5	②ジェンダー規範 価値観の思い込みの変容を図る②
第11回	12/12	③パートナーを操る行為とは何か
第12回	12/19	①ストレスに対処する力をつける
第13回	12/26	①③身体的暴力の停止とDVの減を目指す
第14回	1/9	②ジェンダー規範 女性への暴力を生み出す考え方とは
第15回	1/16	②ジェンダー規範 男性が思い込んでいる強さとは
第16回	1/23	①責任の受け入れ
第17回	1/30	①相手に対する共感 セルフコントロールとは
第18回	2/6	①②③最終チェック・DVとは何か 自らの行為の振り返り

（5）プログラムの実施体制

実施団体は、原則次の3名の体制でプログラムを実施した。

ファシリテーターが1名、筆記が1名、もう1名は録画及びメモ作成を行う。

なお、安全管理の側面から3名のうち1名は男性としていた。

（2名体制でファシリテーターを行う方針が定められているが、実施団体では「ファシリテーターを務めることができる人材がない」という理由から、現状1名での実施となった。）

（6）プログラムの実施方法

・グループワーク形式で実施。

参加者からは、グループワークの利点として「グループワークでは、他参加者の話を聞いての共感や別の考え方を学ぶことができる。」

「1人で内省をしていると考え方が偏るので、ほかの人の意見を聞きたいと考えている。このような話を聞ける機会はない。」といった点が挙げられた。

（7）プログラム参加費

募集開始当初は、1名につき1回1,000円（合計18,000円）の参加費徴収という条件で参加者の募集を行ったが、参加者が集まらなかった。要因として「受講料金」、「プログラム実施回数」などが考えられるのではないかと関係機関からの意見を参考に、再度、協議を行った結果、1名あたり5,000円の変更に至った。結果として、参加者が4名に増加した。

（8）ファシリテーターの基準・資質

実施団体Aでは、ファシリテーターの基準を明確に定めていないが、実施団体Aのファシリテーターは、12年ほど前に民間団体Xが開催しているファシリテーター養成講座（100時間）を受講し、その後、毎年1回、2日間のフォローアップ研修を受講している。

資質が重要と認識しており、ジェンダー規範（特に性別の分業意識）の意識をファシリテーター自身が取り除けていることが必要としていた。

（9）パートナーへの連絡・支援

暴力などトラブル事案が発生した際には警察・配偶者暴力相談支援センターなどに連絡をすることとしていた。

今回の試行実施においては、結果として配偶者暴力相談支援センターの対応時間外にトラブルが発生し、被害者・加害者の双方から実施団体Aに直接電話が入り、それぞれに対して相談を受けるなどの対応が行われた。

7

令和2年度DV加害者プログラム試行実施の成果

（1）参加者の変化から見る成果

プログラムの参加者について、プログラム実施内容から見える変化、グループワークによる自己開示などによる変化の観点で確認を行った。4名の参加者のプログラム受講中の発言内容から、変化がみられた。

- ①意識の変化
 - ・ 男・親・夫として一家を引っ張る責任感で自分の考えを押し付けすぎたことへの自覚。
 - ・ パートナーや子どもを「人」として認めることができていなかったことへの自覚。
- ②行動の変化
 - ・ 「タイムアウト法」（怒りの感情を制御するために、その場を離れること）を学び、暴力をコントロールするようになった。
 - ・ 自分でお酒の飲み方を注意しはじめた。身体的暴力も起こっていない。
 - ・ 妻への感謝を素直に表現できるようになった。

（2）試行実施の成果

これまでの調査研究の結果を踏まえ、試行的にDV加害者プログラムを実施する上で、自治体を実施主体として、これまでの取組でノウハウを蓄積してきた地域の民間団体と連携できたことはひとつの成果と考える。

8

令和2年度試行実施からの課題

（1）プログラムの位置づけに関する課題

- ①プログラム受講が任意であることによる参加者層の限定
 - ・ 被害者が加害者の強い心理的・物理的抑圧もしくはコントロール下にある場合や、加害者に自身の暴力行為についての認知が全くない場合など、リスクが高い加害者ほどプログラムに繋がりがづらい。
- ②加害者のリスクアセスメント指標とプログラム実施基準の検討が必要
 - ・ 加害者のリスクアセスメント指標が定められていないため、現時点においては、被害者支援施策として適切なプログラムの実施基準が明確ではない。

（2）多機関連携に関する課題

- ①関係機関同士の連携のための情報共有体制・ルールが未整備
 - ・ 「被害者の安全確保」、「緊急時における警察との連携」、「DVと虐待の重複ケースの検知と対応」、「相互理解の促進」の観点から必要。
- ②男性相談と加害者プログラムの接続促進
 - ・ 全国の男性相談体制の調査からは、相談窓口として積極的にプログラムを紹介している例は見られなかった。男性相談窓口が加害者プログラムの入口としての機能を拡充するためには、プログラムの認知度を高めることや、自治体としてプログラムの実施基準を定め、その内容を把握し、被害者の安全確保体制を整えることが課題。

（3）プログラムの内容、回数、広報、参加費、効果、実施団体に関する課題

- ①内容：様々な特性に対応できるように、複数の選択肢があることが望ましい。
- ②回数：継続通所が可能で、脱暴力に対しての一定の効果が見込まれる回数の設定が必要。
- ③広報：広報期間の確保や実施クール数の増加などの検討が重要。
- ④参加費：参加者の動機を高めることができ、かつ、経済的負担から受講が断念されないような金額とすることが望ましい。
- ⑤効果：プログラムの効果が測定・検証されることは、助成基準を定めて、公的にプログラムの活用を推進する上でも重要。
- ⑥実施団体：資質・役割の明確化と、人材の育成が必要。

9 令和2年度の検討により示された加害者プログラムに関する今後の検討の方向性

(1) プログラムの位置づけやリスクアセスメントについて

- 現行法制度の下で加害者プログラムへの参加に繋がるのは、動機付けがされている層が想定される。現時点では、動機付けがされている層から、暴力の抑止および悪化を防ぐ取組を続けていくことが想定される。

(2) 多機関連携について

- 地域の機関が連携して対応を進めることは、被害者の安全確保や、虐待とDVの重複ケースへの対応、各機関との相互理解の推進等の観点から重要となる。

(3) プログラムの内容、回数、広報、参加費、効果、実施団体について

- 自治体と民間団体が連携して加害者プログラムの試行実施を継続して実施する中で、加害者の脱暴力を達成するためのプログラムの内容・回数・広報・参加費について検討し、効果の定義や測り方、実施団体の育成や基準について検討を進める。

10 加害者プログラムを被害者支援において一層活用するために

- 加害者について専門性を持った相談窓口や、状況に応じてプログラム実施団体と連携する担当部門の設置が望まれる。
- 現行法制度の枠内で自治体が活用可能なガイドラインや実施団体及びプログラムの最低基準の策定や、リスクアセスメントツールの検討及び開発の必要性が議論された。
- 多機関をつなぐケースワーカーの配置等、機関同士の情報連携を行う仕組みの必要性も検討会の議論において指摘された。

11 検討会委員の主な見解

◆中村 正 座長

- 緊急介入から自立支援までシームレスな被害者支援と並行して体系的な加害者対応が必要であり、加害者対応の第一選択肢として、「脱暴力プログラム受講命令制度」を創出することが最重要課題。

◆菊池 安希子 委員

- DV加害者プログラムの実施機関の数が限られているため、日本独自のミニマム基準を活用したプログラム実施機関の育成支援をすることや、民間機関で使用可能なリスクアセスメントツールの開発などが課題。

◆納米 恵美子 委員

- DV対応においても警察がカウンセリング実施団体や加害者プログラム実施団体と連携して加害者対応を行う道が検討されてよい。また、家庭裁判所でプログラムについて情報提供することは、将来の加害・被害を防止する観点からも有効。

◆松野 真 委員

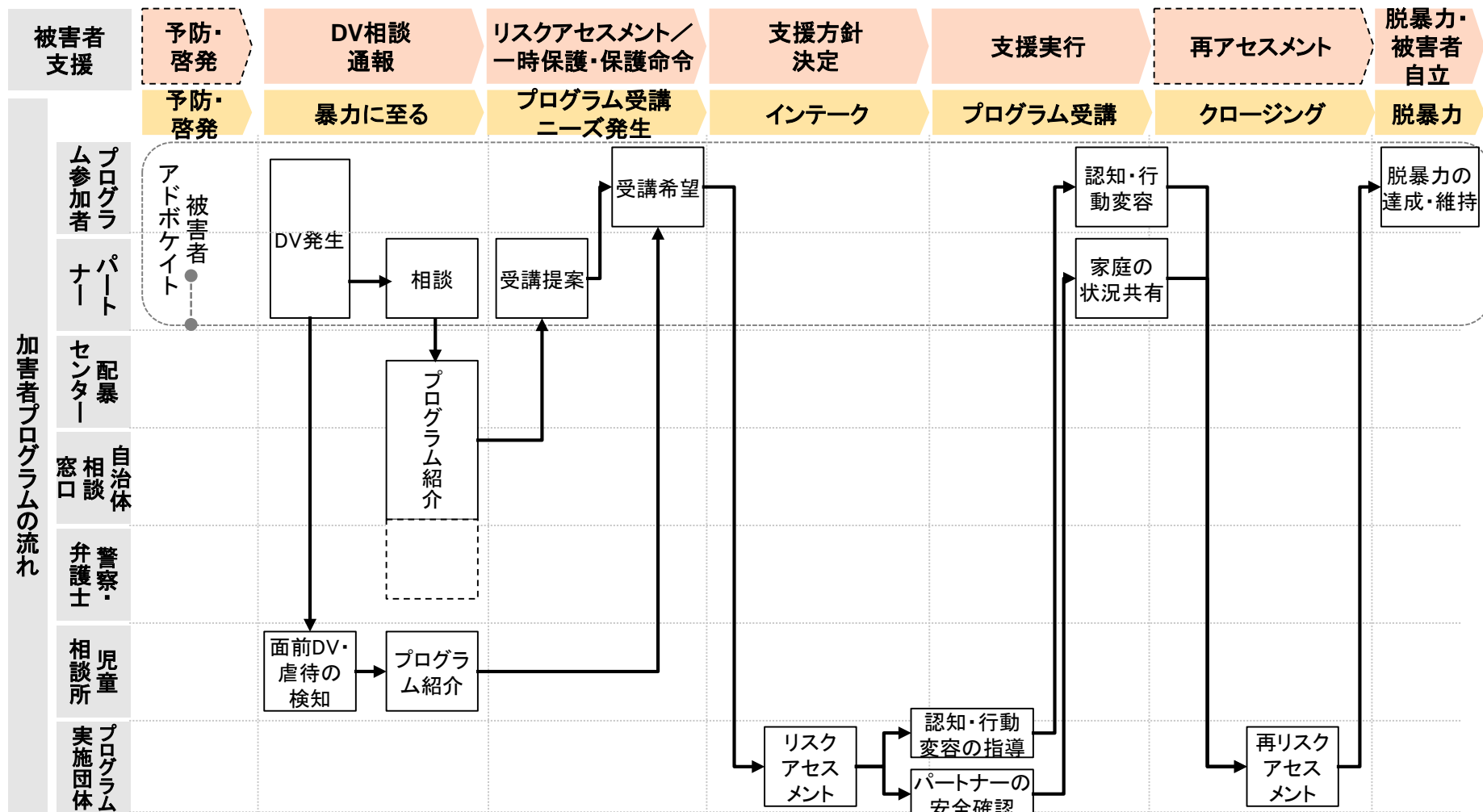
- 今後、自治体を実施するDV加害者プログラムは、民間団体への業務委託が中心となると考えられる。実施主体である自治体は、プログラム運営時に起きる様々なトラブル等に備えた関係機関との体制づくり等をするともに、パートナーの安全を十分に確保できる実施体制が必要となる。

◆山崎 菊乃 委員

- 行政における被害者担当部署と加害者担当部署ははっきりと分けるべき。行政の男性専用窓口がプログラム実施団体と連携してプログラムを行うことが一案であり、その際には被害者安全確保のためにも被害者支援担当や警察、児童相談所との情報共有が必要と予想される。

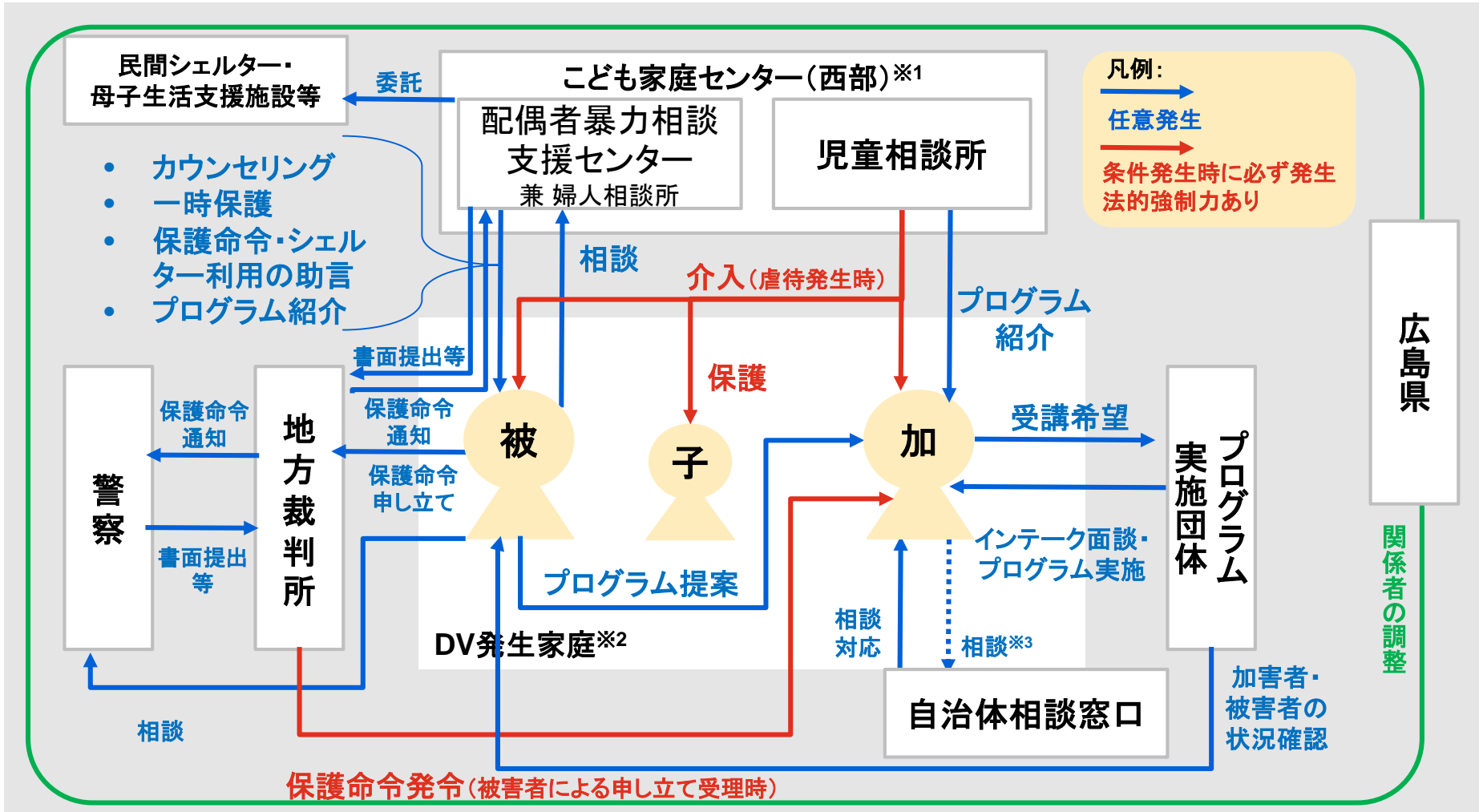
広島県試行実施_被害者支援のための加害者プログラムの流れ

- 広島県試行実施の被害者支援における、加害者プログラムの流れをフローとして整理しました。
- 今後より一層の支援充実が求められると考えられる箇所は、点線で示しています。



DV対応関係機関相関図_広島県試行実施の体制

- 令和2年度の広島県試行実施におけるDV対応関係機関相関図を下記に示します。



※1: 西部、東部、北部の3箇所がある。なお、広島市については別途広島市児童相談所、広島市配偶者暴力相談支援センターが設置されている。

※2: より実践的にエコマップを機能させるためには、個別ケースについてジェノグラムを作成することが好ましい。

※3: 広島県では、自治体相談窓口以外にも、配偶者暴力相談支援センター等が加害者の問い合わせに応じて対応をしている。